# 厚生センター相談支援事業所(概要)

厚生センター相談支援事業所において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づいて提供するサービスの概要は、次のとおりです。

(令和5年4月1日 現在)

### <目的>

社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置する厚生センター相談支援事業所(以下「事業所」という。)では、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な一般相談支援事業及び特定相談支援事業の提供を確保することを目的とする。

#### <運営方針>

次に掲げる運営の方針に基づき、適切なサービスの提供を行う。

- ① 利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し支援を行う。
- ② 利用者の障害支援区分認定に係る申請に対し、申請確認及び本人の意志を踏まえ、必要な支援・協力を行う。
- ③ 利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様な事業者との連携により、総合的かつ効果的に配慮し努める。
- ④ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

# <設置・運営の主体>

名 称	社会福祉法人島根県社会福祉事業団		
所在地 島根県松江市東津田町 1741-3			
代表者氏名	理事長 山﨑 功		
設立年月日	昭和 40 年 7 月 15 日		

# <利用事業所の指定内容>

事業所の種類	指定一般相談支援事業所•指定特定相談支援事業所				
事業所の名称	厚生センター相談支援事業所				
事業所番号	指定一般相談支援事業所	島根県	第 3230100046 号		
	指定特定相談支援事業所	島根県	第 3230100046 号		
<b>北京</b> 左口口	指定一般相談支援事業:平成24年10月1日				
指定年月日	指定特定相談支援事業:平成 24 年 4 月 1 日				
業所の所在地	島根県松江市上乃木7丁目1-28				
管理者	伊豫 宣行				

サービスの実施地域	松江市内	
主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	
実施事業	一般相談支援事業 • 特定相談支援事業	

### <営業時間>

月曜日~金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	
国民の祝日および年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業します		

# <職員の配置状況>

### (1) 職員体制

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定特定相談支援を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

また常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務、延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の 所定勤務時間数(週 40 時間)で除した数です。

			×	分			
職種	職員数	常	勤	非常	営勤	常勤換算	備考
		専従	兼任	専従	兼任		
管 理 者	1	0	1	0	0		
相談支援専門員	2	2	0	0	0	2.0	

### <当事業所が提供するサービス>

- ① サービス等利用計画の作成に当たって、当該地域における指定特定相談支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように解決すべき課題を把握します。
- ② サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うことにより、 サービス等利用計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、 必要に応じてサービス等利用計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が施 設 への入所を希望する場合には、施設の紹介その他の便宜の提供を行います。施設等及び医療機関から退 院または退所しようとする利用者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、地域移行支援及びサービス等利用計画の作成等の援助を行います。

# <体制整備加算に関する事項>

#### (1) 精神障害者支援体制加算

当事業所は、精神障がい者等に対して、適切な計画相談支援を実施するために、精神障がい者等の障がい特性 及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障がい者等 へ適切に対応できる体制を整備しています。

#### (2) 行動障害支援体制加算

当事業所は、行動障がいのある知的障がい者や精神障がい者に対して、適切な計画相談支援を実施するために、 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、行動障がいのある障がい者へ適切に対応できる体制を整備しています。

#### (3) 要医療児者支援体制加算

当事業所は、人工呼吸器を装着している障がい児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して、適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制を整備しています。

# <ご利用料金内容>

#### (1) サービス利用料金

サービス等利用計画作成費については、利用者の負担はありません。

利用者負担上限額管理を行った場合は、以下の料金の一割負担となります。

(1ヶ月 1,500円)

# <事故発生時の対応>

当事業者は、利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・関係機関等への連絡をおこなうと共に必要な措置を講じます。

また、当時業者は、利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## <要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口>

① 当施設ご利用相談窓口

● 解決責任者:厚生センター晴雲 施設長: 伊豫 宣行

● 受付担当者:相談支援専門主任:桑嶋 祐美子

相談支援専門員 :青山 勇馬

● ご利用期間:月曜日~金曜日(祝日は除く)

● ご利用時間:午前8時30分から午後5時15分まで

● 電話番号 : 0852-24-4875

● FAX番号 : 0852-24-4876

※ 担当者が不在の場合は、厚生センター総務課までお申し出ください。また苦情受付箱(意見箱)を 設置しておりますのでご利用ください。

#### ②行政機関その他苦情受付窓口

松江市福祉部障がい者福祉課	電話番号(0852)55-5304
島根県運営適正化委員会	電話番号(0852)32-5913